

FIRE BRIGADE

消防出初식을1月9日(日)に開催!

～市民とともにめざす、安全で安心なまち神戸～

Q 消火活動に協力した市民がケガをした場合の補償は?

消防団員は、火災現場で緊急の必要がある場合、付近にいる市民に消火活動等に協力させることができます。

あなたの要求に従って消火活動に協力した市民が大ケガをしてしまった場合、損害補償はどうなるのでしょうか。

また、市民が消防隊や消防団の現場到着前に自発的に消火活動を行った結果、ケガをした場合は、どうでしょうか。



A 火元の家人など応急消火義務のある方以外は、損害補償が受けられます。

応急消火協力義務者

出火建物の近隣にお住まいの方や現場付近を通りかかった方など、火災現場付近におられる方には、消火や人命救助等の活動に協力する義務があります。これらの方を応急消火協力義務者と呼びますが、応急消火協力義務者が自発的に、又は消防団員の要求に従って消防作業に従事した結果、死亡し、又はケガをされた場合には、消防団員の公務災害補償制度と同様に、神戸市がその損害を補償します。



応急消火義務者

火災が発生した場合、出火建物の関係者、居住者、勤務者などは、消防隊が現場に到着するまでの間、消火や人命救助等の活動を行わなければなりません。これらの者を応急消火義務者と呼びますが、応急消火義務者が消火活動等に当たることは、むしろ当然であり、活動中に死亡し、又はケガをされても、損害補償は受けられません。

第23回兵庫県消防操法大会に出場

8月8日(日)兵庫県立広域防災センターで開催された第23回兵庫県消防操法大会に神戸市の代表として、北消防団八多支団から2チームが小型ポンプの部に出場しました。

10ヶ月間におよぶ訓練の成果を発揮するため健闘しましたが、惜しくも上位入賞を果たすことはできませんでした。



サントリーからの積載車の寄贈式を開催

11月2日(火)市役所南側の東遊園地において、サントリーからの積載車の寄付受納式を開催しました。

震災後、サントリーレディスオープンゴルフトーナメントのチャリティ金からこれまでに消防団の積載車76台、小型動力ポンプ38台を寄贈していただいています。



消防職団員駅伝大会初の土曜日開催

11月6日(土)消防職団員合同の駅伝大会がしあわせの村で開催されました。念願の休日開催とあって、消防団からは、5チーム25人の出場選手と応援する方々で大盛況でした。水上消防団が、初優勝の栄冠に輝きました。

